

アーカイヴズと大学

嘉戸 一将†

はじめに

あらゆる「…とは何か」といった原理的な問いが、普遍的な観念を追究しているようで、実は語り手固有の条件において再生産される言説にすぎないこと、あるいはその言説が準拠する知の枠組みを支える前提の再確認や社会を構成する諸要素の再組織化にとどまるにすぎないことは周知のとおりであるように、おそらく「アーカイヴズとは何か」という問いも、その語り手の属する時代や社会、さらには言説空間を構成する諸条件によって形成される言表の中で解消されることになるだろう。後で見るように、「歴史的資料としてのアーカイヴズ」「情報公開の一翼を担うアーカイヴズ」などは、決して「アーカイヴズ」固有の理念や観念を表現しているわけではなく、その時代や社会を構成する言説や知の様態（例えば、実証主義的な知や民主主義的言説）に規定されていると言えるだろう。しかし、そのことは、何も観念や理念を問うことの不可能性を意味するのではなく、「何か」と問われる普遍的なもの・永続的なものは、その観念や理念の個別的な必要性が積み重ねられた地層によって構成されていることを意味している。つまり、今、ここで問われる「アーカイヴズ」の理念は、一方ではその地層そのものなのだが、他方で、個別的な規範でもある。言い換えれば、個別性に関する問いこそが、問われる

ものの観念や理念を露わにすることになるのである。個別的な規範の観点の欠いた問いは観念や理念の歴史性を忘却し、特殊に過ぎないものを普遍化するという罠に陥ることになる。

本稿は、アーカイヴズの理念を問うことを目的とする。その際、現代の大学、とりわけ国立大学という場におけるアーカイヴズが考察の対象となる。アーカイヴズは、とくに実践の蓄積が要請されるものであって、こうした原理的な問いはふさわしくないかもしれないが、欧米とは異なり、大学のみならず、国や地方公共団体でも、決してアーカイヴズの伝統をもっているとは言えない日本においては、また公文書館法の制定や情報公開法・条例などによってようやく制度的な位置づけが為されようとしている状況においては、こうした問いも、アーカイヴズ論の一齣となりうるように思われる。

1. アーカイヴズと歴史

アーカイヴズについて歴史的に遡るならば、メソポタミアや古代ギリシアにまで遡るのが妥当だろうと言われるように⁽¹⁾、アーカイヴズと呼ばれうるものの歴史は古い。近代においてアーカイヴズという語が普及する契機となったのは、フランス革命とその後の1790年の Archives Nationales の設立⁽²⁾ だと言われるように、この語はフランス語 archives

† 京都大学大学文書館助手

に由来する。フランス語 archives の語源を問うなら、ラテン語 archivum (「記録」) であり、さらにはギリシア語 arkheion (複数形 arkheia) であり、「文書 (archives) を保存する場所」あるいは「主席執政官の公邸」を意味したとされている⁽³⁾。

アーカイヴズという言葉の歴史・由来からだけでも、すでにいくつかの問題を提起することができるだろう。まず、ギリシア語 arkheion は、「執政官」すなわち「支配者」を意味する arkhe の派生語とされており、由来において「アーカイヴズ」は権力と密接に結びついた言葉であると言える。それが文書や文書を保存する施設を意味するようになったのは、単に言葉や紙、文書の社会的配分が階層制的である(文書という貴重な財は支配者層のもとにある)からというよりも、むしろそれらを保存する意味を考えると、そこには行政や法を執行する権力の正統性の問題があるからだと考えるべきだろう。つまり、「アーカイヴズ」は、権力にとって準拠すべき言表群であり、単に個々の行為を一連の言表によって基礎づけるだけではなく、権力そのものの《起源》が言わば合法的なものであることを示す装置として機能しているのである。おそらく、この権力の《起源》としての文書への回帰とその解釈による反復は、聖書や教父・教皇の言葉、さらには11～12世紀において「再発見」されたローマ法などといった《聖なるテキスト》を、法やその正統性の源泉と見なす西欧文化にとって、根本的な特徴をなしていると言っても良いだろう。近代になって、フランスのアルシーヴ・ナショナルに代表される市民が自らの権利(法)関係について調べ、証拠として用いることができるようになった「アーカイヴズ」は、一見すると、その由来と大きく異なるようにも思われるが、必ずしもそうではない。それらはともに、保証する力として機能している。すなわち、一方では、支配者層の権力そのものを正統なものとして、あるいはそれに基づく行為を法行為として認証する効果が「アーカイヴズ」には期待されており、他方で、

市民の行為や財産を権利(あるいは合法的なもの)として保証する効果が「アーカイヴズ」には期待されている。しかも、少数の執政官のための「アーカイヴズ」と市民のための「アーカイヴズ」という図式は、古代と近代の権力構造をそれぞれ反映していると言っても良いだろう。

要約して言えば、「アーカイヴズ」とは、権力関係や法(権利)関係の諸問題を、合法性の《起源》としてのテキストに回帰し、それを解釈によって反復することで解決するという制度なのである。

学問としての歴史とアーカイヴズ

しかし、このような見解が、一般にアーカイヴズを規定してきたと言うことはできないだろう。例えば、日本語では「アーカイヴズ」がしばしば「史料」「古文書」ないし「史料館」と訳されるように、また英語では archives が records と明確に区別されるように⁽⁴⁾、そこには歴史的なものという要素が胚胎されている。それが何に起因するのかはともかく、アーカイヴズには歴史編纂(historiography)機能があると見なされてきたのは間違いのない(施設としてのアーカイヴズが歴史編纂を担うという意味ではなく、文書群によって歴史が編纂されるという意味において)。むしろ、近代においては、とりわけ19世紀以降の諸学問における実証主義の覇権の下では、歴史編纂(権力としての正統性を示すことを目的とする権力による正史編纂とは区別されるものとしての歴史編纂)、あるいは自由な「学問」(この「自由」の意味について、つまり「学問の自由」に関する問題については次章で詳述する)としての歴史研究のためのアーカイヴズという考え方の方が、支配的だと言うこともできるだろう。例えば、「紀元二千年というのはもうそれほど遠くないところに来ておりますが、そうした二十世紀の終わりに当たって、今までの一千年の歴史、伝統、つまり公文書館というのは政府の道具である、又は、旧体制の中では、帝国のためのものであるというふうな考え

方、これは公文書館の伝統であります。こういった考え方ともう一つ新しい考え方、つまり、歴史家の研究の資料であり、そして閲覧室に集まって来る研究者のためのサービスという新しい考え方があります⁽⁵⁾と言われるように、「学問」あるいは知としての歴史編纂や歴史研究のためのアーカイヴズという考え方は、20世紀に生まれた、新たに導入されるべき考え方として位置づけられてもいる。こうした問題は、何もアーカイヴズの観念・理念にのみ関係するのではなく、文書の評価・選別、とりわけ「史的価値」の基準の設定といった施設としてのアーカイヴズにおける業務にも関わる問題である。評価選別論の辿ってきた道は、まさしく「学問」としての歴史編纂・歴史研究のためのアーカイヴズという考え方の登場とともにある、と言っても過言ではない⁽⁶⁾。

日本の場合、施設としてのアーカイヴズの設定運動が、史料保存運動、とりわけ地方史研究によって担われ、また歴史編纂事業と連続してアーカイヴズが設置された例が、大学のみならず地方公共団体にも少なくないこともあり、おそらく、「学問」としての歴史編纂・歴史研究のためのアーカイヴズという考え方は自明視されてきたと言える。実際、史料保存運動の成果である公文書館法（これに対しては、運動当事者から多くの批判があることは周知のとおりだが）は、第3条に「歴史資料として重要な公文書等」の保存・利用を定めている。保存し、利用に供すべき公文書の評価における歴史的重要性という観点からは、日本におけるアーカイヴズ設立運動や設立の経緯を踏まえるならば、必然的に導入されたものと言うべきであろう。

アーカイヴズの理念の変容

しかし、近年では、各地方公共団体の情報公開条例や、国の情報公開法の制定や、それらを契機とした「アカウントビリティ」や「知る権利」⁽⁷⁾ などといった問題への関心の高まりをうけるようにし

て、地方公共団体のアーカイヴズは、少なくともアーカイヴズに関する認識のレベルでは、歴史編纂・歴史研究のためのアーカイヴズから変容しつつある。例えば、設立過程においては「地域の歴史資料保存のための施設」という考え方が強かったが、今ではむしろ「自治体文書館は、行政側が自らの歩み・業務の遂行状況を記した文書・記録類を保存・公開し、住民に対して説明責任を果たす場でもある」⁽⁸⁾という認識が必要であるとするアーカイヴズ論にも見られるように、歴史編纂・歴史研究機能を否定してはいないのだが、それに加えて別の機能が導入されようとしている。

さらに、歴史系博物館とアーカイヴズとを区別する必要性、いわゆるアーカイヴズの「アイデンティティ」が唱えられている（とくに展示論を中心に）⁽⁹⁾。これには異論もあるが⁽¹⁰⁾、アーカイヴズの「アイデンティティ」論が、単に来館者の増加を狙うものではなく、社会的な認知を得ることを目的にしていること、また社会教育機関としてではなく、「アカウントビリティ」を果たすという行政的機能や「知る権利」に応えるという法的機能を担う機関であることを鮮明にすることを目的としている点では、穏当なものと評すべきだろう。とりわけ、アーカイヴズが博物館等の行政による社会教育施設ではないことを明確にしておくことは重要である。というのも、もし、アーカイヴズが「アカウントビリティ」という民主主義の原理に基づく、あるいは「知る権利」（正確に言えば、憲法上保障されている「表現の自由」に基づく「知る権利」）に応える施設であるならば、福祉としての社会教育とは明らかに異なるからである。福祉もまた近代国家に課せられた機能ではあるが、民主主義を支える原理や憲法に保障された自由とは全く次元の異なる領野に属している。こうした問題については、図書館・博物館が社会教育法を根拠とするのに対して、公文書館法を設置根拠とするアーカイヴズはそれらと全く法的な枠組みが違うとする「法的枠組み論」的アプローチ⁽¹¹⁾が、

妥当するだろう。

こうした近年のアーカイヴズの理念の変容は何を意味しているのだろうか(この変容については、アメリカの National Archives and Records Administration が、その「ヴィジョン」としてもっとも明確に表現していると思われる⁽¹²⁾)。ここで、回り道にはなるが、歴史編纂・歴史研究のためのアーカイヴズという考え方を相対化するために、文書あるいは言葉を「史料」として保存するというそのものについて触れておきたい。

20世紀文化の特徴を「普遍的アーカイヴの組織(l'organisation d'une archive universelle)」とする見解がある⁽¹³⁾。この「アーカイヴ」は、本稿で論じている「アーカイヴズ」とは全く異なり、あくまでもミシェル・フーコーがそのディスクール理論を練り上げる上で用いた特殊な概念であること⁽¹⁴⁾を念頭に置かなければならないが、にもかかわらず、敢えてここで言及しておきたいのは、先に挙げたような「学問」としての歴史編纂・歴史研究としてのアーカイヴズという考え方が、20世紀に生まれた「新しい考え方」であるとする指摘と関連するからである。すなわち、「普遍的アーカイヴの組織」としての20世紀文化とは、かつてヘーゲルの「絶対知」に代表されるように「すべてを知ろうとした」時代があったのと同じように、言葉、モノ、様々な事象を情報に還元し、さらにこれを記録・保存し、「普遍的アーカイヴ」を組織することで「すべてを言う」文化を意味している⁽¹⁵⁾。すべての文書、言葉を歴史資料として保存しておく(しかし、現実には、物理的に不可能なので「歴史的重要性」という観点を導入する)というアーカイヴズ観は、まさしくこうした20世紀的なエートス、あるいは全能性の欲望とも呼ぶべきもの(「絶対知」が神の如き全能性の欲望と言われるように、「すべてを言う」もまた全能性の欲望と言わざるを得ないだろう)と関係していると言えるだろう。

「すべてを言う」文化(あるいは「情報化社会」と

言っても良いだろう)においては、「表現の自由」という憲法で保障された権利を持ち出すまでもなく、「言う」ことはすべての人に許される。そこで問題になるのが、情報の配分問題である。アーカイヴズが平等に配分されなければ、「すべてを言う」ことは人々に保障されないだろう。この点について考えるのに、示唆に富んでいると思われるのが、情報公開法や個人情報保護法をめぐる状況である。

情報を公開する法と情報を保護する法とでは、一見すると逆向きのベクトルのようだが、これらの法は、単に情報の取扱いに関する法であるという点で一致するのみならず、個人情報保護法が単に個人情報保護にとどまらず、自己情報の開示請求権とその修正を要求するコントロール権の保障をも目的としていることを踏まえるならば、ともに情報の配分を問題にした法だと言えるだろう。そこで想起されるのが、「学問」としての歴史編纂・歴史研究としてのアーカイヴズという考え方を20世紀の転換点とする図式である。その図式によると、アーカイヴズとは、国家、とりわけ行政機関、司法機関や立法機関のためのものだったが、20世紀に新たに歴史編纂・歴史研究という要素が加わったとされている。それ自体、アーカイヴズが国家の諸機関のみならず、歴史家や歴史に関心のある人々に開放されなければならないという理念を背景にしている意味で、情報の拡散、配分される領域の拡大である。しかし、とりわけ民主主義社会においては、情報が分配される領域を歴史家にまでのみ拡大する正当化根拠などなく、その意味で必然的に有権者や納税者、あるいはあらゆる人々にまで拡大することになったというのが、近年のアーカイヴズに関する理念の変容の内実だろう⁽¹⁶⁾。

「アカウントビリティ」「知る権利」をめぐる

では、新たに「アカウントビリティ」や「知る権利」といった観点を取り込んだアーカイヴズの理念とはどのようなものなのだろうか。おそらく、民

民主主義国家における主権者たる「国民」への「アカウントビリティー」を果たすためのアーカイヴズ、あるいは「納税者」への「アカウントビリティー」を果たすためのアーカイヴズ、「国民」の「知る権利」を保障するためのアーカイヴズ、などといったところが理解されやすい標語となりうるだろう。アーカイヴズの意義の普及を図る意味では、こうした理念も重要なのだが、それらの評価には一定の留保が必要であると思われる。そもそも、「アカウントビリティー」や「知る権利」という観点が導入されたのは、開示請求権者の拡大に主たる狙いがある。つまり、史料保存の観点から閲覧制限とされる資料が多いこと、あるいは個人情報等を含むことを理由に情報の内容を問わず閲覧制限とされるケースが多いこと、さらには閲覧理由を歴史研究に限定するなどといった制限が課されるケースがあることなどに対して、公開を原則とする情報公開制度や、その根拠たる「アカウントビリティー」や「知る権利」の概念を対置することで、アーカイヴズの理念を再規定するとともに、公開対象となる情報のみならず、情報の受け手を拡大するのが、この議論の効用である。国籍も問わない「平等閲覧」がこうした議論の帰結となるのだが⁽¹⁷⁾、それは厳密な論理ではなく、矛盾を抱え込んでしまっている。情報の受け手の拡大を唱える議論が、最終的には「国籍を問わない」閲覧に行き着くのは必然的なのだが、果たして「アカウントビリティー」や「知る権利」は「国籍」抜きに語ることができるのであろうか。

要点だけを考察するにとどめよう。まず、「アカウントビリティー」とは、誰が誰に対して、何について説明する責任なのか。この語は、その語の経済的な含意について触れるまでもなく⁽¹⁸⁾、企業が、株主その他の出資者に対して、委託された資産の受託者として、収支について報告する責任を指すのが、典型的だと言って良いだろう。その用法が広く浸透するにつれ、企業の社会的責任としての消費者に対する責任、国家の納税者に対する責任などとして用

いられるようになったが、その語は、委託—受託の法的関係が認められる場合、あるいはそのアナロジーを用いて理解することができる関係においてのみ、用いられるべき言葉である。例えば、情報公開法第1条では、「国民主権の理念にのっとり」、「国民」に対して、「政府の有するその諸活動」を「説明する責務」(accountability)を定めているが、これは「国民主権のコロラリー」であり、政府が「主権者」である「国民」の「信託」を受けていることから導き出される「責務」である⁽¹⁹⁾。もはや、明らかかなように、原理的には、「アカウントビリティー」とは、「出資者」である「納税者」や「主権者」である「国民」に対して負う責任としてなら用いることが可能な概念だが(つまり、論理的には、「納税者」「主権者」「有権者」「地域住民」など以外の人々に対しては「アカウントビリティー」を負わないことになる)、「国籍を問わない」とするには不十分である⁽²⁰⁾。「知る権利」も同様である。「知る権利」は憲法上の「表現の自由」に基づいており、「国籍」を越えることはないからだ。

さらに「アカウントビリティー」と大学との関係で言えば、科学技術研究に対しても「アカウントビリティー」が要求されつつあることが指摘されており⁽²¹⁾、明らかに「学問の自由」との関係においてデリケートな問題が生じることが予想されるにもかかわらず、このように「アカウントビリティー」によって様々な制度を正当化すると、理念として矛盾が生じかねないだけでなく、例えば、どのような資料を情報として提供すべきなのかというアーカイヴズの実践的な領域にも支障が生じるだろう。

要するに、アーカイヴズの《政治的》重要性(民主主義における重要性とも言えるだろう)や、その利用者の拡大の《政治的》な意味(民主主義の権力構造を反映している)を考えるならば、敢えて経済的アナロジーや俄かに脚光を浴びた権利概念だけに依拠する必要はないだろう。むしろ、「アカウントビリティー」や「知る権利」の効果を認めつつ、またそ

れらが要求される社会的背景としての情報の分配問題、それと密接に関係している権力の問題に立ち返って、これらを補完するような概念・可能性について考察しなければならない。つまり、「アカウントビリティ」や「知る権利」によってアーカイヴズの理念を構成するにせよ、なぜそれらが現代の大学に要請されるべきなのか（「大学」を、「国」や「地方公共団体」と言い換えても良いだろう）という問題は避けて通れない。その際、おそらく民主主義や憲法上の権利といった旧来の概念だけでは、不十分なのである。とりわけ、「国籍を問わない」開示請求権は、現実的には妥当ではあっても、理論的な根拠づけを欠いたままで、その権利の趣旨はもちろん、その権利の行使との関係における国家や地方公共団体、大学などといったアーカイヴズの設置主体の位置づけが不明瞭になる。その権利は、どのような団体・機関に対して行使でき、どのような団体・機関がアーカイヴズを設置し、その権利行使に応じなければならないのかという権利（法）関係の問題でもある。例えば、国公立大学は行政機関としてアーカイヴズを設置しなければならないのだろうか、私立大学は設置しなくても良いのだろうか、すべての大学の文書を一括してアーカイヴズをつくるのではなく各大学にアーカイヴズを設置する必要があるのだろうか、あるいは企業はどうだろうか。こうした問いに対して、個々の対応は可能であるにせよ、一定の理念に依拠して対応することができないのが現状であると言えるだろう。このような問題は、「アカウントビリティ」や「知る権利」に関する議論の展開を待って、あらためて対処すべきものでもあり、ここでは性急な論を慎まなければならないが、いずれにせよアーカイヴズの理念としてそれらでは不十分である以上、「大学」のケースを手がかりに、アーカイヴズの理念の可能性について考察してみよう。

2. 「大学」をめぐって

ヨーロッパにおいて大学にアーカイヴズが形成された背景について確認しておこう。中世以来の「大学の設置・創立等の歴史的経緯を証明しうる文書・記録を保存しておく必要性があったであろうこと」「“都市”の法に対抗する“大学”の法の根拠を示す文書や学内裁判の記録等を保存しておく必要があったこと」「教会・諸侯からの寄進による土地その他の大学財産を確認し保全するために、記録保全が必要であったこと」などといった「現実的な理由や必要」から大学アーカイヴズは「発生・発達していったのではないか」、とされている⁽²²⁾。大学という団体固有の行政（運営）や法（規則）、財産を記録し、保存するのが、大学アーカイヴズの目的であった。なぜ、大学が独自に団体としての記録を保存しなければならなかったのだろうか。

大学とアーカイヴズ

ヨーロッパの古い大学のアーカイヴズには、中世の国王などの世俗権力や教会などの霊的権力によって発せられた設立特許状や、様々な特権を保証する文書が保管されており、なかでも、設立特許状は「それぞれの大学がもっとも大切に保管している」と言われる⁽²³⁾。設立特許状は、その大学の由来を客観的に示すものであり、歴史的に価値があると判断され大切に保管されているのは、言うまでもないだろう。しかし、それだけのために保管されているわけでもないだろう。特許状、特権や財産に関する記録は、対外的に証拠資料としての意味をもっており、法的な必要性から保管されてもいたのである。つまり、中世の大学は、排他的な特権と財産を有する団体であり、対外的な関係において、すなわち都市などの競合する他の諸権力との関係において、アーカイヴズ（施設としてのアーカイヴズという意味ではない）を必要としたのである。言い換えれば、アーカイヴズは、大学という団体の自治にとって不可欠だったのである。

こうしたアーカイヴズの性質は、中世の大学の法的・政治的位置を反映していると言える。周知のように、universityの語源であるラテン語のuniversitasは、ギルドや組合などの団体を意味する普通名詞で、学生や教師の同輩者集団の組織体を指す言葉であった。したがって、中世の団体がそうであるように、対外的な対抗関係、すなわち他の権力との関係性や、組織体内部の規律がその組織運営にとって最も重要であるなどといった点を、その特徴として挙げることができる。そうした意味において、中世的な自治の組織体である。ここでは、とくに、大学が中世的な意味での自治に位置づけられるものであって、それを民主主義や民主制的なものとの区別しておきたい⁽²⁴⁾。つまり、民主主義的理念以前のアーカイヴズの現実的な必要性は、行政的・法的要請のみならず、自治にも関係しており、むしろ本来、アーカイヴズは、自治のような政治構造や、権力としての自己の正統性を顕示する行為とレレヴァントなのである。

しかし、大学の中世的な自治も、近代国家における国家の主権という考え方と、絶対主義権力の成立・教会権力の衰退によって変貌する(自治の主権との関係については後述する)。中世の大学の自治は、俸給制や財政、さらには教皇や皇帝などの上位の権力による特許状の公布などを通じて、干渉されていたのは事実であり、決して完全な自律ではなかった⁽²⁵⁾。しかし、決定的な変化が、領域内のあらゆる団体の自治を否定する17世紀以降の絶対主義権力によってもたらされたと言えるだろう。それは、例えば、ヨーロッパ共通の法としてのローマ法学と教会法学の特権的な知としてのステイタスを否定し、世俗的な知としての自然法と領域経営の知としてのカメラリスムス(官房学)を奨励したのと同じように⁽²⁶⁾、大学そのものをヨーロッパ共通の知の担い手による団体から、領域国家の統治組織(官僚制)の構成員を育成するための国家内の団体(公法人あるいは公法上の社団)または国家機関(いわゆる営造物)へと

再編成したのである⁽²⁷⁾。一部の自治的な権限(例えば、学長の選挙権や、教授の推薦権、教授資格の付与権など)が「伝統」として国家により認められたにせよ、かつての大学とは異なるのは言うまでもない。

しばしば言われるように、こうした国家と大学の関係がさらに変容する象徴的な出来事が、ベルリン大学の創設(1809年)である。それは、営造物的である点においては絶対主義期の大学と変わらないのだが、フンボルト的な「大学の自由」の理念、あるいはフィヒテやシェリングの「学問の自由」の理念に支えられている点で異なる。この研究・教育について国家から干渉されない自由の理念が、近代の「大学の自治」の理論的根拠となる。

しかし、この「自治」はかつての中世的な自治とは異なる。言い換えれば、自己の正統性を顕示するような自治とは違うのである。例えば、フィヒテの言う「学問の自由」あるいは「思想の自由」とは、カント的な「理性使用の自由」としての「自律」(Autonomie)や「啓蒙」を引き継いだものと言える⁽²⁸⁾。カントの「自律」が他の権力によって干渉される事態を指すHeteronomieに対置される概念であるのと同じように、また「啓蒙」が教会という霊的権威や国王などの世俗権力に拘束されない「万事において自分の理性を公的に使用する自由」を意味するとされているように⁽²⁹⁾、フィヒテ的な「学問の自由」もまた、権力からの自由、さらにはキリスト教的形而上学からの自由を意味している。図式化して言えば、それは、ローマ・カトリック的な神学上の教義やその世俗化したヴァージョンである絶対主義国家の教義に対するプロテスタント的な「理性信仰」の教義学の立場から為された批判である。

このような歴史において、アーカイヴズはどのように位置づけられるであろうか。それは、「学問の自由」と権力との関係や、「学問の自由」が論じられた一つの契機によって示されていると言って良いだろう。フィヒテの「学問の自由」あるいは「思想

の自由」といった知における自由論は、19世紀における自由主義がいわば革命の代替案としての側面をもっていたのと同じように、フランス革命を意識したものである⁽³⁰⁾。フランス革命が理性に関する近代的な、あるいは啓蒙的な理念を実現したとするならば、それと同じ効果が「学問の自由」には期待されている。「学問の自由」とは、理性的主体としての諸個人の「権力からの自由」をその根本的な目的としているのであり、理性あるいは知と権力との区別が前提となる。

ここで想起されるのが、近代の施設としてのアーカイヴズの代表とされるフランスのアルシーヴ・ナショナルである。その基本的な理念として「文書を隠すという国家の慣行を廃し、公開すること」が掲げられているように⁽³¹⁾、それはいわば「文書の自由」を掲げているのであり、「学問の自由」と同じく、「権力からの自由」を意味している。しかも、単に文書を「自由」の下に置くこと自体を目的としているだけではなく、文書に記載されている情報を「知る」ことを権利として保障することを目的としている。つまり、それは、知の「権力からの自由」というカント的意味での啓蒙の中に位置づけられるのであり、「理性信仰」の教義から導き出される理念によって支えられているのである。もちろん、厳密に言うならば、近年の「知る権利」論は「表現の自由」に基づくものとして理解されており、この「表現の自由」は「国家からの自由」というよりも「国家による自由」という社会権的な性格をもつものであることはしばしば指摘されているが、ここで問題にしているのは、「現代的な権利」（人権宣言に代表される「近代的な権利」と区別される）の性質ではなく、19世紀的な知と権力をめぐる問題であり、さらに言えば、知の位置の問題である。知の位置、知と《政治的なもの》との関係に注目するならば、カント的、あるいはフィヒテ的「自由」における知は、まず「権力からの自由」を要請しており、さらに、それが革命への代替策であることがすでに

示唆しているように、いわばアナーキズムに連なる《無政治化》を指向しているのではなく、むしろ国家の「進歩」を支えることになる（もっとも、個人の解放という個人主義的理想が国家の「進歩」と無媒介に結び付けられる点において、無政治化の契機を孕んでいると言うことはできるが）。そこにこそ、ベルリン大学以降の近代の大学が、「公法上の社团」（自治的団体）と「営造物」（国家の一機関）との間を揺れ動いてきた「法制的二重性格」⁽³²⁾の理由があるのであり、むしろ大学や知の権力に対する関係の「二重性格」は、法的規定や物理的条件によるものと言うよりは、近代的な「自由」の観念に内在する問題と言えるだろう。

ここにおいて、アーカイヴズが歴史という知の一部門に仕えるものとされてきた事情の一端が露わになる。それは、大学が絶対主義権力や霊的権力による拘束から脱するに際して、理性・知の「権力からの自由」というフォーミュラを原動力としたのと同じように、やはりこのフォーミュラに依拠しつつ、さらにその知としての独自の特質を引き出した帰結に他ならない。すなわち、「文書の自由」とは、理性的な諸個人のために国家をはじめとする権力から解放された文書によって、知を再構築する自由である（すでに述べたように、権力による正統性の顕示としての正史編纂と、「学問」としての歴史編纂・歴史研究とが、区別されなければならないのは、このためだ）。それが、20世紀に生まれたと言われる「歴史家」のためのアーカイヴズという考え方の舞台裏を支えているのである。そうした意味において、大学とアーカイヴズの近代は、決して無縁ではなく、むしろ知の自由を結節点として共有してきたと言えるだろう。また、さらに言えば、その自由は国家のためであることによるのみ正当化される自由であり、「アカウントビリティ」や「知る権利」によってアーカイヴズの利用者が拡大されたところで、理論的には常に「主権者」や「納税者」といった枠組みを外せないのは、おそらくこの「権

力からの自由」に淵源するのだろうか。

しかし、例えばドイツでは、「フンボルト的理念から決別せねばならなくなったこと、国家と大学との距離を保つことができなくなったことは明白である」⁽³³⁾とされているように、「権力からの自由」としての大学、さらに知は、もはや過去の遺制であろう。このことは、狭義の政治権力、あるいは行政権力のみ限定せず、大学を取り巻く様々な環境を踏まえるならば、明らかだろう。とりわけ、近年の日本では、国立大学の「大学法人」化をはじめとして、19世紀以来の国家と大学との関係が再検討されている。ここでは、「権力からの自由」に支えられてきたものとしての大学とアーカイヴズの変容と今後の可能性について考察することを目的に、とくに「学問の自由」から導き出された「大学の自治」と密接に関係する問題である「法人」化をめぐる論議に注目してみたい。

現代における大学と国家

しばしば指摘されているように、国立大学の「法人」化は、行政改革（省庁再編と公務員削減を主たるテーマとしていた）の一環として構想されており⁽³⁴⁾、当初は「独立行政法人化」として検討されていた。そもそも「独立行政法人」は、公法人／私法人という古典的な図式に対する異議、つまり公／私や国家／社会といった二元論に対する異議を背景に現れた「中間法人」や「特殊法人」と呼ばれるものの流れを汲み、とりわけ「行政主体」として国とも地方公共団体とも区別されるべきものを指す。しかし、「行政主体」としての「独立行政法人」は、必ずしも国・地方公共団体と区別された固有の権利利益を認められるわけではなく、また「行政主体」であることに注目すること自体、公／私の古典的な図式に囚われている、などとしてすでに批判されている⁽³⁵⁾。すなわち、法解釈学上の概念としても、また現実を把握する概念としても、適切ではなかったわけだが、敢えてこれを国立大学に適用する狙いはどこに

あったのか。

行政改革会議において独立行政法人制度の導入に参画した立場からの説明によると、要約すれば、その目的は国家行政・財政の「減量」にある⁽³⁶⁾。「減量」とは言っても、イギリスのエージェンシー制度のように、行政の実施部門（企画立案部門と区別された）に権限行使の自由を与えることで「業務の効率化」を図るわけではなく（この点については疑問の余地もあるが）、あくまでも実施部門の「組織上の独立性」を主眼としている。その「独立性」を高めるという意味で、これは「特殊法人」を踏まえた制度であり、さらには「改良型の特殊法人」であるとも言われる。どのような点において「改良型」なのだろうか。評価システムの確立が「改良」点と言えるだろう。すなわち、所管の府省および総務省に設置された評価委員会、外部評価システムである。

しかし、こうした特殊法人からの改良点にこそ、とりわけ大学の場合、問題があるとする見解もある⁽³⁷⁾。それによると、改良点である評価システムは、二つに分節される。まず、主務大臣をはじめとする中央の行政権力と大学とを、企画立案部門（「頭」）と実施部門（「手足」）というアナロジーで捉える方法自体が、大学には適さないものとして批判される。すなわち、評価システムを通じて、「頭」が「手足」をコントロールするのは、「学問の自由」の侵害であるという批判である。しかし、他方で、「大学も国民の税金で賄われている以上、その運営について透明性・アカウンタビリティーが確保されなければならず」⁽³⁸⁾、そのための評価システムは必要である。そこで、大学を行政組織の図式から外し、かつ「学問の自由」による自治性を保障するために、「学術公法人」とすべきだと提唱されている。つまり、地方公共団体のような公法人とすることで、行政組織の「手足」ではないことを明示し、また「国民」に対しては行政組織としてではなく、独自のアカウンタビリティー等の責任を負うという考え方である。すでに見たように、「公法人」という概念について

は、現代的な公共性の概念(例えば、古典的な「公」とも「私」とも異なる「市民的公共性」など)に対応し得ないことから、異論も当然ありうるのだが、重要な論点が提起されていると言って良いだろう。すなわち、自治の問題とアカウンタビリティーである。これらは、国立大学固有の問題ではなく、近年の地方分権をめぐる動向や、あるいはすでに地方公共団体のアーカイヴズがアカウンタビリティーの担い手として要請されていることなどを踏まえるなら、行政と自治に求められる規範をめぐる問題として捉える必要もあるだろう。その意味では、大学やそのアーカイヴズをめぐる状況は、地方公共団体やそのアーカイヴズをめぐる状況と、決して無縁ではない。

大学(国立大学だけではない)が置かれている現代的な状況とはどのようなものか確認しておいても良いだろう。「第三世代の大学」という言葉によって問題が提起されているが⁽³⁹⁾、これは、近代国家と大学の関係、大学と社会の関係、あるいはそこに求められる規範を的確に要約しているように思われる。

まず、「第一世代の大学」とは、中世的な団体としての大学であり、ここでの関心にそくして言い換えれば、アーカイヴズが自己の権力の正統性を顕示するために用いられるような独立した(あるいは、文字通り、自律的な)組織体である。やがて主権国家システム、さらには資本主義システムが確立され、帝国主義的なものが現れると、大学は「第二世代の大学」として再構成される。「第二世代の大学」は、例えば、1886(明治19)年の帝国大学令第1条「帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攷究スルヲ以テ目的トス」という文言に象徴されるような、その国家との結びつきと、またその目的を果たすための「学問の自由」に代表される国家の権力からの自由を、その特徴とする。とりわけ、この「自由」はドグマティズムに陥り、「排他性」をもたらしたとされる⁽⁴⁰⁾。「第三世代の大学」は、この「第二世代の大学」の「終わり」を宣告

するものではない⁽⁴¹⁾。「第三世代」と「第二世代」との差異は、「第二世代」の「機能不全」を宣言することにはなく、「第二世代の大学」が「とらわれていた制度的な限界を、さまざまな水準で詳細に分析し検討しなければならない」という規範、あるいは使命にこそ求められるべきだろう⁽⁴²⁾。おそらく、この規範は、数値化されて為される報告や説明としてのアカウンタビリティーとは区別されるべきだろう⁽⁴³⁾。そのような意味でのアカウンタビリティーとは異なる批判的な検証が求められているのであり、開かれた検証による19世紀的な「自由」のドグマティズムの克服が求められている、と言えよう。

少なくとも、大学の法人化をめぐる論議は、19世紀以来の国家と大学との関係を清算することを目的に為されていると言えるだろう。法人化は「何も変えずにおくために、すべてを変えたかのごとくに見せかける」ための、行政が政治に対して仕掛けた巧妙な罠」とも言われてはいるが⁽⁴⁴⁾、何か清算されつつあるのも事実である。例えば、大学が国家のために存立するという前提は崩れ、それとともに、19世紀的な「自由」はドグマティズムに陥り「排他性」をもたらすに至ったと認識されるようになった。そこに要請されているのは、「排他性」を克服するための公開性であり、アカウンタビリティーを越える規範であろう。言い換えれば、「自由」のドグマティズムから抜け出すことによって「排他性」に陥った自治を問い直し、大学という制度体の公開性を確保し、さらには主権国家の論理と企業経営の論理の折衷物としてのアカウンタビリティーを越えて「開かれた大学」を根拠づけることが求められているのである。

すでに見てきたように法人化をめぐる立場は様々である。しかし、いずれにせよ、自治の制度上の位置・基盤が揺らぎ、それと関連するようにしてアカウンタビリティーやそれを越えるものが要請されているのも事実である。言うまでもないが、これらはアーカイヴズの理念にとって決定的な問題である。

3. 自治について

なぜ、大学に開かれた施設としてのアーカイヴズが必要なのか。この問いについて、パラドキシカルかもしれないが、「自治」の概念を起点にして、考察してみたい。

「自治」概念をめぐって

すでに見てきたように、近年の大学には公開性が求められている。また、周知のように、各大学では評価・点検の報告書の類を提供している。これは、行政機関や地方公共団体に求められている広義の情報公開(つまり情報公開条例による開示請求権という狭義の情報公開のみならず、情報提供制度も含む)と同じ趣旨に基づくものとして理解して良いだろう。こうした現象をアカウンタビリティーによって説明するのは、容易ではある。税金の委託者たる「納税者」に対する受託者たる行政機関・地方公共団体の報告・説明する責任という論理である。しかし、すでに述べたように、「納税者」以外の人々に対する責任がないということになるとか、あるいは大学に関して言えば、国立大学や公立大学はアカウンタビリティーを負うが、私立大学は設置形態からすれば必ずしもその限りではないなどといった問題があるのも事実である。この点は、アカウンタビリティーがそもそも、行政の民主的コントロールや、「自治体」における自治への参加を可能にするための手段として考えられていることと関係している。要するに、「有権者」のための制度なのである。したがって、国籍をもたない者や住民票をもたない者は、原理的には、考慮されていないことになる。これを大学に当てはめて言うならば、大学行政の「民主的コントロール」や団体としての大学の自治への参加のためのアカウンタビリティーということの意味しており、その責任を負うのは、教職員や学生に対してであるということになる。こうしたことが「開かれた大学」と言われる時に問題にされているわけではないだろう。

ここで重要なのは、求められているのが(大学、行政機関、地方公共団体を問わず)、参加のための手段としての情報ではなく、情報の公開性そのものであるということ認識することである。もちろん、得られた情報は、行政機関や地方公共団体、大学などの経営(アカウンタビリティーの委託—受託のアナロジーが示しているように、「経営」という言葉がふさわしい)に参加する上で役に立つことだろう。しかし、それは公開性のもたらす効果に過ぎない。情報の公開性の要求の核心は、情報の分配であり、あらゆる人にそれが保障されることにある。それが民主的な制度として考えられるのは、情報が一種の財や、政治システムを動かすための梃子として考えられているからなのだが、そのような効果だけが期待されているわけではなく、おそらく公開性自体(情報がすべての人に開かれているということ)が求められるのは、まさに「開かれた」という言葉が示しているように、国家内部や団体内部での排他的な分配問題のためではなく、外部を前提しているからである。言い換えれば、ある組織体とその外部との関係性を再構築することが問題となっているのだ。ここで問われているのは、自治である。

近年では、主権国家という枠組みが現代の《市民社会》や《国際社会》には馴染まないものとして評判が悪く、また地方自治法改正をはじめとする分権改革が進められ、自治が再び脚光を浴びている。ここで「再び」と言ったのは、明治期における地方自治制度に関する論議を踏まえている。この数年の地方分権に向けた改革は、この明治期以来の自治に関する言説を清算するものとして位置づけられる⁽⁴⁵⁾。自治をめぐる問題状況(とりわけ公開性について)を検討するために、ここで近代国家と自治との関係がどのように位置づけられてきたのか確認しておいても良いだろう。

日本で、最初に本格的に(導入すべき制度という観点から)自治について論議されたのは、1887(明治20)年1月に設置された内務大臣山縣有朋を中心と

する地方制度編纂委員会においてである。同委員会は、市制・町村制および府県制・郡制の原案作成を目的としていたが、この時それらを主導したのは内閣・内務省の法律顧問を務めたアルベルト・モッセだった。同委員会がモッセを迎えたのは、プロイセン流の地方制度を導入するためであり、要点だけ言えば、国家の君主制的かつ自由主義的な編成・組織化を行うためだった。すなわち、封建秩序における教会・職能団体・都市・村落共同体などといったかつての中間権力の団体自治をいわば特権として保障する代わりに、君主の下でそれら団体に諸個人の組織化を担わせるという図式である。結局、府県制・郡制については論議を呼び、大幅な変更が加えられて成立したのは周知のとおりだが、ここで重要なのは、自治の位置づけである。すなわち、ここでの自治とは次のような言明に集約される。「中央集権主義に対する反動——連邦主義、地方分権主義、民族的組織——は、大部分君主制的であり反民主制的である」⁽⁴⁶⁾。

近年の分権改革が目指すのは、単に「自治体」の権限を拡大することではなく、こうした「講壇法学」的な自治概念⁽⁴⁷⁾そのものの刷新である。しかし、その際、依拠されるのは、かつてのカント的な自律の観念から導き出される外的権力からの「自由」ではない。むしろ、外部性との連関や分節が強調される。「補完性(subsidiarity)の原理」と言われるように、排他的な自治が求められているのではなく、基礎自治体(市町村)・広域自治体(都道府県)・国家・国際機構と分節化された構造における民主制が理想とされている⁽⁴⁸⁾。とはいえ、この分権改革が単なる《民主化》ではないことは、この改革が行政改革として行われてきたことから容易に理解できる。分権という権限委譲は、敢えて「講壇法学」的な言葉で言えば、必ずしも「住民自治」を目的にしているのではなく、むしろ「団体自治」に力点が置かれている。「団体自治」を「自己責任」や「自己決定」などといった流行りの言葉で言い換えてし

まえば、あたかも《民主化》のようにも思われるが、そこでの「自己」とは「団体」という法上のフィクティヴな「自己」でもある。その意味では、この自治はかつての「反民主制的」な自治と大差がないのだ。せいぜいコストの削減という効率化が目標として掲げられ、経営理論的な組織論が審級として加わったに過ぎないだろう。それが《民主化》となるには、もう一つの方法、「住民自治」の方法としての運営の透明性が必要となる⁽⁴⁹⁾。しかも、分節化された民主政治の構造であるためには、基礎自治体・広域自治体・国家・国際機構の各レベルでの透明性・公開性が前提となるだけではなく、「住民」以外を排除する閉鎖性・排他性という19世紀的な「自由」に、あるいはさらに言えば近代的な人権概念そのものに由来する問題が残る⁽⁵⁰⁾。その意味では、自治は、効率化の観点から促進されつつあるものの、《民主化》としては課題を多く残している(それが近代的な領域的秩序を前提にしているという意味において)と言わざるを得ない。

「自治」と大学

大学の場合、自治は「学問の自由」から導き出されるものなので、「住民自治」としての地方自治とは区別されなければならない、と言われる。もともと、大学における研究と教授の自由と解されてきた「学問の自由」が、「大学の自治」として解釈されるにはそれなりの仕組みが必要であった⁽⁵¹⁾。それが「制度的保障」や「制度体保障」と呼ばれるものである。すなわち、本来、近代国家においては、家族や地方公共団体などの共同体の「基本権」は存在する余地などなく、それら共同体の諸権利も「真の基本権」ではないが、それら共同体は伝統的な制度として憲法典上保障される、とする論理である⁽⁵²⁾。憲法典上、「制度体」として保障されるという意味では、大学と地方公共団体を区別する理由はない(それぞれの自治が憲法典上のどの条文を根拠とするかについて違いはあるが)。「制度体」とし

て有する権利が異なるに過ぎない。しかも、いずれも、主権国家という近代的な枠組み、すなわち、国家が自らの至高性(主権)を主張し、その領域内のあらゆる中間権力を原理的には否定し平準化する(平等原理)構造においては、「特権」的な位置にあるのは間違いない。《民主化》に焦点を合わせるならば、制度体内部の閉鎖的な民主化を図るよりも、むしろ平等原理を掲げる主権国家における「特権」としての自治という制度体の外的な位置づけにこそ可能性があるのであるように思われる。

興味深いことにも、分権改革も国立大学法人化も行政改革を大きな契機としている。分権改革がコスト削減という側面を持っているように、国立大学法人化もそれとは決して無縁ではないだろう。2001(平成13)年4月に文部科学省に設けられた「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」の「最終報告」(2002年3月26日)が、「大学の自治」に代えて「大学の自主性・自律性」という語を用い、そこに大学運営の合理化という観点が導入されていることが指摘されているように⁽⁵³⁾、法人化は従来の自治と一線を画している。すなわち、「教員団による運営」から、「主に経営の観点から、その能力等を判定されて大学の管理運営に携わる管理職者、および、同様の観点から、その所掌事項と権限とを決定され、その構成員を選任される大学運営組織」としての「管理者」による運営に転換されようとしており、これが『「同僚であること」の相互規定によって結合した者の集団」としての「教員団」により構成された大学という制度に反する、と言われる⁽⁵⁴⁾。その意味では、「大学の自主性・自律性」という標語にもかかわらず、改革の主眼は、大学に保障された自治という「特権」の否定にあると言える。

なぜ「特権」が否定されるのだろうか。一見すると、主権国家における平等原理が完遂されなければならないからのようにも見える。しかし、他方で、分権改革という主権国家の後退のシーンが同時に展開していることを踏まえるならば、それは一貫性を

欠いた理解に他ならない。国立大学法人化も分権改革も行政改革を契機としていることを踏まえるなら、財政が問題になっているのであり、コスト削減が目的であると解するのが穏当であろう。それは、国家のためであり、「納税者」のためである、ということもできるだろう。しかし、それは《民主化》ではない。コスト削減が「管理者」中心の運営をもたらすように、それは《民主化》とは区別されなければならない。こうした現象は、絶対主義以降の公的領域が家政的な、すなわち経済的な審級によって⁽⁵⁵⁾、まさしく《経営》されてきた効果なのである。

したがって、こうした改革が直ちに民主的なものや開かれたものを意味するわけではないことは明らかだ。とりわけ、公開性・透明性が、誰にとってのものなのかを明確にしておく必要がある。すでに述べたように、「アカウントビリティ」で説明される公開性は、「納税者」や「国民」に対するものであり、理論的には主権国家の枠組みで理解されるものである以上、現在求められているような公開性とは齟齬がある。のみならず、経済的なアナロジーが、過剰な公開性にとって、必ずしも有効であるとは言えない。純粹な経営的観点からすれば、とくに、現用ではなくなった文書(アーカイヴズ)を閲覧に供するために保存するのは、その費用に見合う効果など期待できず、財の「委託者」たる「納税者」にとって過剰な負担であるということになり、結局、公開性も効率性に準拠せざるを得なくなるだろう。

「開かれた」自治とアーカイヴズ

では、公開性は何を論拠とすべきなのか。ここにおいて、自治を再検討する余地がある。しかも、「補完性の原理」によって刷新された自治ではなく、「特権」として認識される自治である。すなわち、身分的な存在としての大学である。近年の大学改革は、この身分的存在としての大学を廃止しようとするものであり、「大学人の身分的地位の平民化をめざすこと」を意味するとも言われているが⁽⁵⁶⁾、こ

ここでは敢えて「特権」としての自治という観念に依拠したい。

「学問の自由」やそれに基づく「大学の自治」が自明の権利のようにして考えられてしまっは(例えば、生得の権利のようにして)、もはや公開性について論じる余地などないだろう。しかし、もしそれらが伝統的な制度として、あるいは「国家のため」という条件の下で承認された権利であり、一種の「特権」であるならば、どうだろうか。「特権」が直ちに何らかの義務を生む(まるで利益を還元するかのように)と考えるべきではないが、法上的人格として、つまり主体としての身分を有する限りにおいて、何らかの責任を負うのは間違いない。誰に対して責任を負うのかと言えば、国家に対してである。ただし、それは、領域内での国家の至高性(主権)を前提とする世俗化した一神教的な論理である。「補完性の原理」にも見られるように、こうした論理がもはや信仰の対象たりえなくなっている。そのことが意味するのは、国家もまた一つの身分であるという側面が露わになるということだ。国家(state, État, Staat)の語源であるラテン語statusは、動詞stare(立つ)の派生語であり、「立っている状態」を意味し、そこから転じて「身分」や「状態」を意味するようになった。要するに、国家は一つの身分である。さらに言えば、この国家を構成する「国民」もまた身分であり、「国民」としての諸権利は、本来、この身分に伴う権利であり、そのことは「外国人」が「国民」とは異なる扱いを受けることが明示している⁽⁵⁷⁾。主権国家とは、諸身分の権利の承認主体としての地位を国家というある一つの身分が占有している状態をも意味しており、主権という一神教的なフィクション(法的な技術)が国家という身分によるその占有の正統性を表象しえなくなったということは、権利の承認主体としての地位が分有される、あるいは近代の領域的な身分構成そのものが動揺している、ということの意味するだろう。

「大学の自治」という「特権」は、大学という身

分に対して国家が承認した権利である。そのため、大学は国家に対して責任を負うのだが、もし承認主体という地位が国家以外にも分有されるのなら、あるいは領域的な身分構成が変容しつつあるのなら、事情は異なる。大学がこの「特権」を享受するには、承認主体となりうるあらゆる主体に対して責任を負うのであり、しかも近代的な身分構成自体(とりわけ「外国人」や難民の権利の問題)が問題にされている現代においては、事実上、潜在的なものも含むあらゆる主体(基礎自治体、広域自治体、国家、国際機関はもちろん、「住民」「国民」などといった領域的・近代法的なカテゴリーに拘束されない主体概念)に対して責任を負うと考えて良いだろう。言い換えれば、この責任は、名宛人を欠いた責任であり、不特定多数の主体からの呼びかけに対して「応答する(respond)」ことができるという意味での「責任(responsibility)」である。

こうした自治という「特権」のあらゆる主体に対する要求とその責任という論理が、「特権」を有する主体の公開性・透明性、公開すること自体を目的とした公開性の論拠となりうる。というのも、公開性・透明性は、それが主体としての責任である限りにおいて、「特権」の承認の必要条件であろうからだ(十分条件ではない)。ここにおいて、現代のアーカイヴズの数ある位置のうちの一つが明らかになる。すなわち、「特権」としての自治に伴う責任を果たす(応答する)という役割である。これが「アカウントビリティ」や「知る権利」といった論理と異なることは言うまでもないが、敢えて確認しておくなら、まずこれは経済的アナロジーの持つ危うさとは無縁であり、また「国民」や「納税者」といった特定の身分のみを対象とする排他的な責任とも異なる。この責任は、政治や行政への参加のための手段を保障する責任ではなく、公開性をその要件とする主体の責任である。そのため、国籍をも問わない「平等閲覧」の論拠となりうる。

ある観点からすれば、これは権力(団体という中間

権力としての身分)としての正統性を顕示するためのアーカイヴズというかつてのアーカイヴズと近いものにも見える。大学を一つの身分、さらには団体という権力として捉える点では近い立場にある。しかし、決定的に異なるのは、かつてのアーカイヴズには《起源》への遡行によって、その正統性が保証されるという完結した(閉鎖的などと言っても良いだろう)法秩序内部での(特定の身分間での)役割が求められていたのに対し、潜在的なあらゆる主体を相手に「応答しなければならない」という意味において、この責任を果たす場としてのアーカイヴズにおいては既存の法秩序内部での正統性の保証は最終的な目的とはされず、むしろ絶えず、しかも身分を問わず公開されているということ自体が目的となる点である。つまり、ここでの「自治」は、既存の(閉鎖的な)法秩序内部での主体性・自律性の主張ではなく、絶えず開かれていることでのみ主体であり続けることができるということの意味しているのであり、主体としての身分が承認されることで最終的にその「特権」が保障されることなどなく、常に承認されるべく責任を果たし続けなければならないことを意味する。自治が「伝統」に許される「特権」であるならば、ここでの「伝統」には公開性が新たに含まれなければならない。そこではアーカイヴズは正統性を示す証拠として用いられるのではなく、応答し続けるという責任を果たすために用いられるに過ぎない。そこでの正統性は、いわば自己の存在理由を自己の内部に求めるような、あるいは自己の存立する基盤を自ら築き上げるようなパラドキシカルな自律性のフィクションから生まれるのではなく、《他者》との関係性の中のみ見出されるものとなる。その意味で、アーカイヴズは制度体の主体としての要件を示すためにあるのではなく、アーカイヴズを通じて開かれていること(応答すること)によってのみ、制度体は主体としての要件を満たすことができる、ということになる。

おわりに

このような意味での「自治」を起点とするならば、アーカイヴズと大学との関係についていくつかのことを指摘することができる。まず、設置形態にかかわらず(ここにおいては「国立」や「公立」と「私立」とを区別する理由はない)、「学問の自由」としての自治という「特権」を享受する限りにおいて、大学は公開性・透明性を必要とする。その際、アーカイヴズがその一翼を担うのに適しているのは言うまでもないだろう。そのことは施設としてのアーカイヴズを必ず設置しなければならないということの意味するわけではなく、文書としてのアーカイヴズが何らかの形式であらゆる主体に公開されていけば良いのだが、施設としてのアーカイヴズがその責務を果たすのに最適であるのも事実である。

また、近年では、大学は自己点検・自己評価などと称して数値化された報告書を発行しているが、「アカウントビリティ」に基づくこの種の情報提供は、公開性に向けた一歩であるのも事実だが、まずその情報が限定されたものであり、また数値は情報ではあるものの、主体としてのあり方を示す手段としては十分ではない。のみならず、その提供の対象が限定されるため(すでに確立された主体に対してのみ提供される)、公開性として不十分なのは明らかだ。この点において、アーカイヴズは、「自治」に伴う責任という理念に基づいた「平等閲覧」を原則とするならば、あらゆる主体に対する公開性を確保することができる。

大学におけるアーカイヴズの役割が明らかになるだけではなく、アーカイヴズ自体のあり方も見えてくる。自治という「特権」を享受する団体としてのアーカイヴズが必要なのであって、個々の構成員の個人的な記録は必ずしも必要とはされない。これは情報公開制度における「行政文書」の定義とも関連する問題でもあるが、大学の場合、とりわけ研究者個々の研究・教育の問題と関連している。すなわち、研究者が大学という団体の身分においてのみ得

られた研究や教育に関わる事柄(言い換えれば、大学という施設によって得られたのではなく、大学の構成員という身分がなければ得られなかったであろう研究や教育に関わる事柄)や、身分に伴う職責遂行に関わる事柄は、当然、アーカイヴズに含まなければならないが、研究者のあらゆる研究内容・教育内容が含まれることにはならない(これらに関しては、個々の研究者の責任において公表されるべきものである)。また、さらに言えば、アーカイヴズは単に大学や学問、研究者たちの歴史を編纂・研究するためのもの、あるいは歴史という知に仕えるものではなく、大学という団体のあり方を公開するためにある。したがって、アーカイヴズは、知におけるサービスという考え方ではなく、その設置主体である団体の公開性という規範に基づくことになる。

また、大学とアーカイヴズとの関係をめぐる問題から逸脱することになるが、敢えて言えば、もはやアーカイヴズの「アイデンティティ」も、問題ではなくなる。前述したように、「法的枠組み論」からアーカイヴズを歴史系博物館等の社会教育機関とは異なるものとして示すことができるのは明らかだが、それに加えて言えば、社会教育機関が「住民」や「国民」の福祉を目的としているのに対して、アーカイヴズは領域的・近代のカテゴリーに拘束されないあらゆる主体に対して開かれたものであり、特定の身分を対象とするものではない。さらに言えば、例えば、自由主義と社会主義によって福祉はその評価が異なるように、福祉が政治的な立場によって価値の異なるものであるのに対して、アーカイヴズは、その団体が主体として存立するための(あるいは承認されるための)要件である公開性を担うものである限りにおいて、政治的な立場に関係なく、その重要性が認知されなければならない。

ここでは、とくに現代の大学との関係におけるアーカイヴズの理念について考察してきた。そのことが意味するのは、ここでの関心である「自治」を起点にしたアーカイヴズの理念の可能性が、決して

普遍性を持つものではないということである。のみならず、分権改革同様、国立大学の改革もこれからの課題であって、現時点では改革を見越した議論が性急であるのは、言うまでもないだろう。あるいは、実践の蓄積を欠いた理念論に過ぎないことも踏まえるなら、机上の空論の謗りも免れまい。しかし、一連の改革が行政改革の副産物となり、単なる効率性に準拠した経営的発想に陥らないためには、経済的審級に代わる理念が必要であるように、またアーカイヴズにおける「平等閲覧」という理想が実質的な理念によって確固として基礎づけられるためには、従来の領域秩序を前提にした理念では不十分であるように、事態の内実をむしろ先導すべき何らかの規範が必要であるのも事実である。それらの領域は一見無関係のようだが、「自治」という観点から見れば交錯しており、またその交錯した関係の中からそれぞれの領域において規範となるものが形成されうるのではないか。それを《民主化》と言ってしまえば、容易に理解できるのだが、従来の領域的なものではない以上、正確にフォーミュレートしているとは言えない。いずれにせよ、過去においてアーカイヴズが権力関係の中で機能していたように(寡頭制・君主制・民主制にそれぞれ身丈をあわせて機能してきたように)、現代におけるアーカイヴズもまた《政治的》な条件の中で練り上げられることになるだろう。

[註]

- (1) 石原一則「欧米における記録管理」安藤正人・青山英幸編著『記録史料の管理と文書館』北海道大学図書刊行会、1996年、453ページ。
- (2) 正確に言うと、1790年9月7日のデクレ(政令)によって設立されたが、アルシーヴ・ナショナルの「基本となるテキスト」は、1794年6月25日の法律であるとされている。その法律が「基本」とされているのは、「国のアルシーヴを一つに集める

- こと」「それまでの文書を隠すという国家の慣行を廃し、公開することを確立したこと」「国レヴェルのアーキヴィストのネットワークを創ったこと」という三点を確立したためである、とされている。アルシーヴ・ナショナルのホームページ (<http://www.archivesnationales.culture.gouv.fr/>)、参照。
- (3) Cf. *Dictionnaire étymologique de la langue française*, sixième édition, Press Universitaire de France, 1975.
- (4) フランス語 archives は、例えば、archives contemporaines という表現があるように、archives という語が直ちに歴史的な文書を意味するわけではない。日本語の「史料」という訳し方は、records と archives とを峻別する英米系の使用法を踏まえているのだろう。
- (5) ジャン・ファビエ「二十世紀のアーカイヴズ——フランスの諸問題——」『北の丸——国立公文書館報——』第22号、1990年3月、83-84ページ。
- (6) 文書の評価・選別における歴史的観点の問題を指摘したものとして、富永一也「評価・選別を難しくしているものは何か」『沖縄県公文書館研究紀要』第2号、2000年、参照。また、最近の評価・選別論の動向を紹介しているものとして、安藤福平「評価選別論の課題」『広島県立文書館紀要』第6号、2001年、参照。
- (7) 情報公開条例における開示請求権が、憲法上の「知る権利」を具体化したものか、条例によって創設されたものかについて争いがあるが、ここでは立ち入らない。山口和秀「表現の自由(2)」樋口陽一編著『講座・憲法学 第3巻 権利の保障』日本評論社、1994年、参照。
- (8) 西向宏介「地方自治体文書館の性格について——広島県立文書館設立史の考察——」『広島県立文書館紀要』第6号、2001年、68ページ。
- (9) 例えば、柴田知彰「記録史料の展示に関する一試論」『秋田県公文書館研究紀要』第3号、1997年、や、西向宏介「広島県立文書館における展示活動の課題」『広島県立文書館紀要』第5号、1999年、参照。
- (10) 例えば、鹿毛敏夫「文書館展示のアイデンティティ——記録史料展示の理論と実践」大分県先哲史料館『史料館研究紀要』第6号、2001年、参照。
- (11) 富永一也「公文書館論」『沖縄県公文書館研究紀要』第3号、2001年、参照。
- (12) それによると、「ナショナル・アーカイヴズは、古い歴史がホコリまみれになって蓄積されたものではない。それは、我々の民主主義がよってたつ公共の委託物である。それによって人々は、政府がしてきたことを記録したものを自分で点検することができる…」。http://www.archives.gov/about_us/vision_mission_values.html、参照。
- (13) 石田英敬「フーコー、もうひとつのディスクール理論」山中桂一・石田英敬編『シリーズ言語態1 言語態の問い』東京大学出版会、2001年、によるミシェル・フーコー『知の考古学』のプレオリジナル稿の紹介・分析を参照。
- (14) Michel Foucault, *L'archéologie du savoir*, éd. Gallimard, 1969, pp.169-173 (ミシェル・フーコー『知の考古学』中村雄二郎訳、改訳新版、河出書房新社、1981年、198-202ページ)、および、石田英敬「メディア分析とディスクール理論——フーコー「言表—モノ」理論をめぐる——」石田英敬・小森陽一編『シリーズ言語態5 社会の言語態』東京大学出版会、2002年、288ページ以下、参照。
- (15) 前掲、「フーコー、もうひとつのディスクール理論」、326-329ページ、参照。そこでも指摘されているように、情報のネットワークの中で言葉が流通するというイメージが社会的コミュニケーションとして一般化した「情報化社会」においては、あるいは人間を構成する遺伝子を人間の「情報」の、いわば「アーカイヴズ」のように考えられるようになった現代においては、こうした見解を違和感なく読めるが、実際には、1960年代半ばに書かれていたのであり、そのことを踏まえるなら、いわゆる「情報化」という名の「すべてを言う」という欲望は、一過性のものでも、偏在的なものでもなく、むしろ20世紀文化の様態として考える必要があるだろう。

- (16) 厳密に言えば、例えば、情報公開法第2条第2項ただし書2号において、「公文書館その他の機関」の「歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」は適用除外とされているのだが、「情報公開で見られた文書が、非現用となって見られなくなるのはおかしい」などという議論がアーカイヴズにおける公開を促進しているように、情報公開法や個人情報保護に関する制度は、アーカイヴズをいわば間接的に規定することになっていると言うこともできるだろう。
- (17) 例えば、小川千代子「アーカイヴズ／情報公開／文書管理／平等閲覧からアカウントビリティーへ」『記録と史料』第9号、1998年、参照。
- (18) ちなみに、この語は、「数える」を意味する古フランス語の動詞 *aconter* に由来する。
- (19) 宇賀克也『情報公開法の逐条解説〔第2版〕』有斐閣、2000年、14ページ以下、参照。また、情報公開法の「説明責任」の概念が曖昧だと批判したものとして、松井茂記『情報公開法入門』岩波新書、2000年、27ページ、参照。
- (20) もっとも、情報公開法では、「主権者」への「アカウントビリティー」という論理を採りながらも、外国人や法人にも開示請求権が保障されている。この点の事情について、「外国人を排除すべき理由もないし、外国人を排除すれば諸外国から日本の閉鎖性を批判されるのは目に見えている。また、特殊な歴史的事情として、日本には多数の在日韓国・朝鮮人が生活しており、これらの人を開示請求権者から排除すべきとは思われない」(前掲、『情報公開法入門』、60-61ページ)とされている。確かに、政治的に妥当な選択であるにせよ、「アカウントビリティー」という概念の限界が露呈していると言わざるを得ない。
- (21) 前掲、「アーカイヴズ／情報公開／文書管理／平等閲覧からアカウントビリティーへ」、参照。
- (22) 寺崎昌男「大学アーカイヴズ (archives) とはなにか」寺崎昌男・別府昭郎・中野実編『大学史をつくる——沿革史編纂必携——』東信堂、1994年、201-202ページ(初出：『東京大学史紀要』第4号、1983年7月)。
- (23) 別府昭郎「ドイツの大学文書館を見て」『大学史をつくる——沿革史編纂必携——』東信堂、1994年、328ページ。
- (24) 中世の大学の自治が「民主的」と評されることがあるが、後で述べるように、「自治」と「民主的」なものとは必ずしも同一のものではなく、区別する必要がある。
- (25) 俸給制については、横尾壮英『大学の誕生と変貌——ヨーロッパ大学史断章』東信堂、1999年、第3章、参照。ドイツを例に取った、国王による大学への干渉については、高木英明『大学の法的地位と自治機構に関する研究——ドイツ・アメリカ・日本の場合——』多賀出版、1998年、41ページ以下、参照。
- (26) この点については、上山安敏『法社会史』みすず書房、1966年、参照。
- (27) 高木英明、前掲、は、この点について、18世紀ドイツの大学は、「完全に営造物化したとみなすことも可能である」一方で、「慣習的な団体の権利を保持し」ており、公法人・公法上の社団と営造物という「法制的二重性格」を持つことになったとしており(同書、45-46ページ)、ここでもこの見解に従い、とくに営造物的な性格を強調しないが、いずれにせよ、国家の法による保障や承認を要するようになったという意味で、中世におけるそれとは全く異なるものになったという点については強調しておきたい。
- (28) 南原繁『南原繁著作集 第2巻 フィヒテの政治哲学』岩波書店、1973年、182ページ以下、参照。
- (29) カント「啓蒙とは何か」福田喜一郎訳『カント全集 14』岩波書店、2000年、参照。
- (30) 前掲、『南原繁著作集 第2巻 フィヒテの政治哲学』、参照。
- (31) 註(2)を参照されたい。
- (32) 註(27)を参照されたい。
- (33) U.リンス「大学と国家」田島照久訳、大西健夫編『現代のドイツ 6 大学と研究』三修社、1981年、93ページ。

- (34) 契機となったのは、1997年12月の行政改革会議の最終報告とされている。
- (35) 舟田正之「特殊法人論」雄川一郎・塩野宏・園部逸夫編『現代行政法大系 第7巻 行政組織』有斐閣、1985年、267ページ以下、参照。
- (36) 藤田宙靖「国立大学と独立行政法人制度」『ジュリスト』No.1156、1999年6月1日号、参照。
- (37) 石井紫郎「『学術公法人』私案——『独立行政法人』の対案」『ジュリスト』No.1178、2000年6月1日号、参照。
- (38) 同前、49ページ。
- (39) 蓮實重彦『私が大学について知っている二、三の事柄』東京大学出版会、2001年、および、同『知性のために』岩波書店、2000年、参照。
- (40) 前掲、『私が大学について知っている二、三の事柄』、123-124ページ。
- (41) 前掲、『知性のために』、127-130ページ。
- (42) 同前、122ページ。
- (43) 同前、107-108ページ。
- (44) 前掲、『私が大学について知っている二、三の事柄』、96-97ページ。
- (45) 松下圭一「市民文化の可能性と自治」松下圭一・西尾勝・新藤宗幸編『岩波講座 自治体の構想5 自治』岩波書店、2002年、2ページ。
- (46) カール・シュミット『憲法論』阿部照哉・村上義弘訳、みすず書房、1974年、316ページ。
- (47) 前掲、「市民文化の可能性と自治」、19ページ以下、参照。
- (48) 同前。
- (49) 分権改革を「団体自治」「住民自治」に区別して論じたものとしては、例えば、西尾勝「分権改革の到達点と課題」松下圭一・西尾勝・新藤宗幸編『岩波講座 自治体の構想1 課題』岩波書店、2002年、参照。
- (50) 《他者》問題の観点から近代的人権概念をラディカルに批判しているものとして、ジョルジョ・アガンベン『人権の彼方に——政治哲学ノート』高桑和巳訳、以文社、2000年、参照。また、憲法学の立場から、人権の「承認主体」の脱領域化の可能性を示唆したものとして、石川健治「人権論の視座転換——あるいは『身分』の構造転換」『ジュリスト』No.1222、2002年5月1・15日号、参照。
- (51) 松元忠士『ドイツにおける学問の自由と大学自治——その歴史的生成と展開』敬文堂、1998年、とりわけ第五章、参照。
- (52) 前掲、『憲法論』、205ページ、参照。また、「制度的保障」ないし「制度体保障」については、石川健治『自由と特権の距離——カール・シュミット「制度体保障」論・再考』日本評論社、1999年、参照。
- (53) 蟻川恒正「国立大学法人論」『ジュリスト』No.1222、2002年5月1・15日号、参照。
- (54) 同前、61ページ、および66ページ。
- (55) economyの語源が、「家政」を意味するギリシア語oikonomiaであることを想起されたい。
- (56) 前掲、『自由と特権の距離——カール・シュミット「制度体」保障論・再考』、233ページ。
- (57) 同前、103ページ以下、参照。